

## 南行徳市民談話室

### <使用上のお願い>

南行徳市民談話室を寄り多くの皆様に、安全で快適にご使用していただくため、次の事項をお守り下さい。

#### 《使用をお断りする場合》

- 1 物品の販売を目的とし、また、その一環として活動する場合
  - 2 政党員の募集や選挙管理委員会が許可していない演説会等の政治活動
  - 3 特定の宗教を支持する活動や支持者の勧誘行為等に使用する場合
  - 4 飲食を伴う使用（ただし、災害時等施設管理者が許可した場合を除く）
  - 5 振動や騒音等により、他の使用者に迷惑をかけるおそれがある場合
  - 6 使用の権利を他人に譲渡、転貸した場合
  - 7 許可の条件に違反した場合、及び申請に虚偽、不正がある場合
  - 8 使用者が施設管理者等の指示、指導、注意に従わない場合
- 例：設備等の破損時の弁済義務、ペット類の持ち込み、喫煙、飲食等

#### 《使用者登録の取り消し》

施設管理者等の注意に従わず、上記の行為を継続する団体は使用者登録を取り消す場合があります。

#### 《その他》

楽器等の使用は、多目的ホール、集会室1、集会室2、及び集会室3から5の一括使用の場合は可能です。ただし、打楽器等振動を伴うものは使用できません。

※ このお願いは、市条例等に基づき作成し、平成30年4月1日から適用します。